

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	建築課
委 託 業 務 名	大津市公共施設包括管理業務
委 託 業 務 場 所	大津市北小松ほか
概 要	本市が有する公共施設の維持管理に関する事務の効率化、情報の一元化及び管理水準の均質化を目的として、保守点検や清掃、除草などの施設管理に共通する業務を包括的に委託する。 対象施設及び対象業務は以下のとおり ・対象施設 計 134 施設 市民センター（36）、幼稚園・保育園（43）、小中学校（55） ・対象業務 計 19 業務 保守点検、小修繕など
契 約 期 間	令和 6 年 7 月 1 0 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 7 月 1 0 日
契 約 金 額	3, 1 8 0, 0 9 6, 4 8 0 円
契約の相手方	〔所在地〕 滋賀県大津市京町三丁目 5 番 1 2 号第 6 森田ビル 3 階 〔名 称〕 日本管財株式会社 滋賀事業所
契約相手方の選 定 理 由	当該事業者は、公募型プロポーザル方式による事業者の選定において企画提案書を審査した結果、第 1 順位となったため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。